

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 役員選出規則

規則第3号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）定款第23条第1項に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事を次のとおり区分する。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 会員理事 | 18人以内 |
| ①市選出理事 | 8人以内 |
| ②区支部選出理事（支部長） | 10人 |
| (2) 外部理事 | 2人以内 |

2. 前項第2号に規定する外部理事とは、定款第5条に定める本会の会員でない理事をいう。

(監事の区分及び定数)

第4条 監事を次のとおり区分する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会員監事 | 1人 |
| (2) 外部監事 | 1人 |

2. 前項第2号に規定する外部監事とは、定款第5条に定める本会の会員でない監事をいう。

(市選出理事の選出方法)

第5条 市選出理事は立候補制とする。

- 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
- 立候補の受付は、事務局への郵送または持参によることとし、郵送の場合は締切日の消印を有効とする。
- 立候補者は、正会員であることを要件とする。また、立候補にあたり、立候補理由を明記しなければならない。
- 区支部選出理事（支部長）は、市選出理事に重複して立候補できない。
- 立候補にあたり、正会員3人の推薦を必要とする。
 - 推薦者は、推薦理由を明記すること。
 - 推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする。
 - 推薦者は、立候補できない。
- 市選出理事の立候補者が定数の8人以下の場合は、総会において信任投票を行う。但し、9人以上は、総会において出席会員の投票により選出する。投票は8人連記により行い、得票数上位8人を当選者とする。ただし、8位が同票数の場合は、決選投票を行う。この場合にさらに同票数の時は、抽選により決定する。

(区支部選出理事の選出方法)

第6条 区支部選出理事(支部長)は、区支部ごとに区支部に所属する会員の合議により選出し、総会で選任する。

(外部理事の選出方法)

第7条 外部理事は、総会の議決を経て、会員以外の学識経験者の中から会長が委嘱する。

(監事の選出方法)

第8条 監事は、理事会において選出し、総会で選任する。

(選挙管理委員会)

第9条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。理事会は、選挙管理委員3人を任命し、会長が委嘱する。ただし、理事会は、選挙管理委員として、理事、監事を任命することができない。委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

2. 選挙管理委員の任期は、役員改選に当たる総会から翌々年の総会までの2年間とする。
3. 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
4. 選挙管理委員会は、市選出理事のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
5. 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、市選出理事の立候補受付期間を定めなければならない。
6. 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。
7. 選挙管理委員会は、区支部による区支部選出理事の選出並びに理事会による外部理事及び監事の選出を受けて、役員候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

(役員候補者名簿の公示)

第10条 役員候補者の名簿は、役員選任のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

(委任)

第11条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年度の役員選出から適用する。